

## 富岸子育てひろばを閉鎖し、富岸地区出張子育てひろばを開設します

市役所新庁舎の建設に伴い、中央子育て支援センターと富岸子育てひろばを統合して、新庁舎内に新たな地域子育て支援拠点を開設するため、9月30日(水)をもって富岸子育てひろばを閉鎖します。

10月以降は、富岸地区出張子育てひろばを開設し、継続して子育て世帯への支援を行いますので、引き続きご利用ください。

**開設日** 毎月第2・第4木曜日(祝日を除く)

**開設時間・場所** 10時～15時・亀田記念公園

問い合わせ こども育成グループ (☎05634)

### 子育て支援室について

また、富岸地区では、幼保連携型認定こども園もみの木こども園が園内に設置している『子育て支援室』でも、子育て家庭への支援を行っています。  
※詳しくは、同園ウェブサイトをご覧ください。



▲もみの木こども園ウェブサイト

## 医療費助成制度のお知らせ

問い合わせ

年金・長寿医療グループ (☎02137)

医療費助成は、医療費の自己負担を軽減する制度です。助成要件に該当する方には受給者証を交付しますので、年金・長寿医療グループが各支所で申請してください。

なお、7月31日(金)現在で受給資格の継続が見込まれる方には、受給要件を確認した上で、8月1日(土)から有効期間が開始となる新たな受給者証を、7月下旬ごろに郵送します。7月中に受給者証が届かないときは、問い合わせください。

助成制度の種類	受給要件(全ての要件を満たす方)	自己負担額	手続きに必要なもの
重度心身障害者医療費助成制度	①市内に住民登録があり健康保険に加入していること ②主たる生計維持者の所得が制限額以内であること ③次のいずれかの障がいのある方 ・身体障害者手帳の交付を受けており、身体障害者障害程度等級表1級、2級または3級の内部障害(心臓・腎臓・呼吸器・膀胱もしくは直腸・小腸・H1Vによる免疫・肝臓の機能の障害に限る)に該当する方 ・知的障がいがありA判定の療育手帳の交付を受けている方かIQが50以下と判定(診断)されている方 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、障害等級の1級に該当する方 ※65歳以上の方は、後期高齢者医療制度への加入が必要です。	・3歳未満か住民税非課税世帯の方…初診時に一部負担金(医科580円、歯科510円、柔道整復270円)のみ ・上記以外の方…1割負担 ※精神障がいのある方は入院を除く医療費のみ助成。	・マイナポータル健康保険情報か健康保険者が発行する資格確認書 ・障がいの程度が分かる手帳か判定(診断)書 ・主たる生計維持者の所得課税証明書(公簿で確認ができるときは不要)
ひとり親家庭等医療費助成制度	①市内に住民登録があり健康保険に加入していること ②主たる生計維持者の所得が制限額以内であること ③次のいずれかに該当する方 ・ひとり親家庭の父親か母親で、20歳未満の子どもを扶養または監護している方 ・上記に該当する父母に扶養もしくは監護されている20歳未満の子どもか、両親の死亡などによりほかの家庭で扶養されている20歳未満の子ども	・3歳未満か住民税非課税世帯の方…初診時に一部負担金(医科580円、歯科510円、柔道整復270円)のみ ・上記以外の方…1割負担 ※父母は入院医療費と指定訪問看護療養費のみ助成。	・マイナポータル健康保険情報か健康保険者が発行する資格確認書 ・戸籍謄本(戸籍全部事項証明書) ・主たる生計維持者の所得課税証明書(公簿で確認ができるときは不要)
子ども医療費助成制度	①市内に住民登録があり健康保険に加入していること ②満18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの子ども	・3歳未満か住民税非課税世帯の方…初診時に一部負担金(医科580円、歯科510円、柔道整復270円(小学生以上に限る))のみ ・上記以外の方…1割負担	・マイナポータル健康保険情報か健康保険者が発行する資格確認書 ・主たる生計維持者の所得課税証明書(公簿で確認ができるときは不要)

※各助成制度の医療費の月額上限は、通院18,000円(年額上限144,000円)、入院57,600円(過去12カ月以内に月額上限に達した回数が4回以上の場合、4回目から44,400円)。指定訪問看護の医療費は1割負担で、月額上限は非課税世帯8,000円、課税世帯18,000円(年額上限144,000円)。(令和8年6月末時点の内容です。変更があるときは、広報のほりべつや市公式ウェブサイトなどでお知らせします)

※加入している健康保険が国民健康保険・国民健康保険組合の方で医療費が高額になることが見込まれるとき、資格確認書の交付を受けている方は、加入している健康保険から『限度額適用認定証』・『限度額適用・標準負担額減額認定証』(マイナ保険証を利用するときは申請不要)の交付を受け、健康保険の資格が分かるものと受給者証を一緒に病院の窓口へ提示してください。

※学校や保育所などで負傷したときに別の給付が適用される場合、受給者証は使用できませんのでご注意ください。